

「河内町役場文書」からみえる西南戦争

2025.1.28

文化財課 文化財保護主任主事 西村沙保里

01.はじめに

(1) 本講座の目的

熊本市で西南戦争と言えば、激戦地となった田原坂や熊本城が著名である。しかし、実際はそれ以外にも広い範囲が影響を受けている。例えば、川尻の戦い、薩軍の駐屯地になった二本木・本山・大江地区、健軍・水前寺・長嶺地区周辺が戦地となった城東会戦、募兵が行われた沼山津地区などが挙げられる。これらの事実は官軍の公式記録や薩軍生存者による記録、徳富蘆花・石光真清などが描いた文学作品などによって確認されている。

今回は地元に残る公文書という視点から「河内町役場文書」を素材に、当時の河内に住んでいた人々の実態を見ていく。

(2) 先行研究『河内町史』が描く河内の西南戦争

『河内町史 通史編下』（河内町、1991年）によれば、河内周辺では海軍（官軍）が薩軍への攻撃と海上封鎖を行っていた（年表1参照）。対する薩軍は、三番大隊長・永山弥一郎らの指揮のもとで有明海岸一帯の警備を行い、百貫石の北方梅洞、塩屋、舟津、小天の港にかけて延岡隊、小島から緑川の河口にかけて佐土原隊が配置されていたという。三番大隊には砲兵隊が付属していなかったため海軍の艦砲に対する応戦は主に鉄砲によるものだった。

両軍の戦闘により、船津村小川内を中心に83戸が焼失、全半壊が河内村塩屋で50戸、船津村で17戸という被害を受けた。

02.『河内町役場文書』について

名称：市指定有形文化財（歴史資料）「河内町役場文書」

指定年月日：平成4年3月26日

員数：4,758冊

所在地：熊本市河内町船津2069-5 熊本市河内総合支所

所有者：熊本市

概要：河内町役場に保存されてきた旧河内村・船津村・白浜村に関する役場記録。戸口・土地・村政町政・税務・財務・教育・兵事・勸業・衛生・災害・戦事に関する明治初期から昭和20年代までの記録が一括保存されている。特に土地に関しては宝暦14年・明和元年・同2年・天保9年・嘉永6年・安政2年・同4年・同7年以降、明治初年の地租改正関係資料を経て昭和初期まで続く。町村合併や戦時中の危機を村長他の努力によって乗り越えて今日まで保存されたもので、本県内町村資料中唯一最大の記録である。

平成元年4月17日に河内町第47号の有形文化財に指定され、合併後に熊本市の指定文化財と

なった。(参考『新熊本市史 別編 第二巻 民俗・文化財』)

03.今回使用する史料について

- (1)「明治十年 土族面々変動始末書」⇒詳細は後述。以下「始末書」と表記。
- (2)「頭書」…明治9～10年に第二大区第七小区戸長役場に掲示された布告や布達などの目録。
今回は(1)の補足史料として使用。
- (3)「印影簿」、「熊本県諸達」、「井上甚十郎始末書」ほか 適宜(1)の補足史料として使用。

04.「明治十年 土族面々変動始末書」について

(1) 概要

- ・紙数50丁(表紙を除く)の縦紙および罫線紙からなる簿冊。
- ・内容から、西南戦争で薩軍が熊本滞陣中に船津村の土族たちが何をしてきたかを具体的に記載して提出させたもの。
- ・同一人物の書類が複数ある、誤字の訂正箇所がある、「不用」の文言がある等の点から、下書きや控えをまとめたものと思われる。
- ・「頭書」所収「5月1日付番号無し警視出張所当縣布達」に「一、今般当縣下土族方向ヲ誤リ賊ニ與ミスル類其外共、五月十日限始末書区戸長奥印可差出トノ事」と、5月10日までに始末書を提出することが命じられているため、始末書末尾の日付も5月に集中している。しかし綴じている順番に法則性は見られない。提出された書類をまとめて適当に綴じたか？
- ・提出先は警視分署。船津村は二本木警視分署の管轄だったことが分かる。
- ・始末書自体は単独で存在していることが多い。村単位の始末書がまとめて残っていること、内容の変遷が追えることなど興味深い史料。

(2) 始末書の内容 ⇒ 全体のおおまかな内容は資料1を参照

○全体的に共通しているのは以下の3点。

- ① 2月23日～24日に薩軍が村に入り込んできたこと。
- ② 2月26日の「御軍艦」による「砲発」＝海軍による大砲発射。
⇒海軍省の公式記録にも残る【史料一】。薩軍が河内村塩屋に集まっていたため、海軍は塩屋に目掛けて大砲を撃つ。午後4時48分から6時15分の間に数発撃ち、火箭(火矢)も放つ。
- ③自宅を離れ「立退(逃亡)」したこと。⇒ 詳細は後述

○土族たちの動向

- ・軍艦からの「砲発」を受けた土族たちはそれぞれの場所に避難する。薩軍ではなく、海軍の大砲や戦火から逃れることが彼らの目的。

逃亡先	逃亡した人
船津村小谷（尾跡邑小谷）	池田宗哲、高田礎門、塩田勝平次、塩田礎市郎、塩田貞一郎、塩田貫一郎、高田和吉、中村善七郎、中村善四郎、中村七三郎、中村善五郎 （平民末川喜八方）井上亀彦、平川仁十郎、平川八郎
船津村民洞	大久保一郎、斎藤仙次郎、斎藤春太
船津村切畑	河口権蔵、河口勘六
船津村聖ヶ塔	財満郡次
船津村 古屋又次郎屋敷下	村上義雄
野出村焼野	林楯蔵、（平民中村為七方）杉本仙太良
河内村須原	田中平蔵、（平民大野値太方から船津村尾跡字影平）吉田平蔵、中村一人、中村篤三郎、吉田真幸
河内村岡嶋順吾方	宮崎佳久彌
尾跡から嶽村	吉永秀世
田迎村	松村喜平（出稼ぎ）
湯島村 平民森丈五郎宅	嶋津豊喜
場所不明・山影	古屋又次郎、古屋倉次、橋本十五郎、志水清太郎、下林庄十郎、橋本儀兵

- ・逃亡先を地図に落としこむ（スライド参照）と、彼らの多くは被害が大きかった河内村塩屋や船津村小川内から見て高台、あるいは山で隔てられた場所に逃げていることが分かる。
- ・海軍の記録と併せると、海側の地域が甚大な被害を受けている。一方で、山を隔てた地域や高台は被害が少なかった？

（３）各始末書の解釈

○古屋又次郎の場合 【史料二の一】、【史料二の二】、【史料二の三】

- ・綴じてある順番は表紙に近い方から【史料二の一】⇒【史料二の二】⇒【史料二の三】だが、末尾の日付は【史料二の二】＝【史料二の三】⇒【史料二の一】。
- ・【史料二の二】だけ筆跡が違う（スライド参照）。始末書を書いたのは本人ではない？
⇒【史料二の三】は古屋倉次の始末書と似ている。別の人物の始末書を同一人物が筆記したか。
- ・３つの始末書で内容が異なる。【史料二の二】が「不用」になり【史料二の三】を提出、最終的に【史料二の一】を作成したと推測される。『河内町史 通史編下』によれば、古屋又次郎の動向は警戒されており、又次郎と父倉次、高田礎門、田中平蔵、吉住萬房らは６月に逮捕されたとする。
⇒ この逮捕の前後に【史料二の一】が作成されたか。
- ・【史料二の一】より、薩軍の嚮導を務めた熊本藩士の財津儀角は「財津列方私方印鑑無之候而者都合も悪ク可有之候ニ付、印鑑受取諸事世話仕呉候様、申聞候間」として、古屋と印鑑（印影）のやり取りをしようとしていた。古屋は戦争を手伝うことはできないとして吉住萬房とともに木留の

薩軍本陣まで出向き、「依之印鑑も□(絶々)而者相渡不申候」と印鑑（印影）を薩軍に渡すことを拒否している。印鑑（印影）を受けることは協力関係を承認する意味があったと考えられる。

⇒当時の文書および印鑑（印影）が持つ影響力を考察できる。

- ・「頭書」によれば、7月4日に警視出張所より古屋又次郎と橋本十五郎への呼出状が到来。7月24日に古屋倉次・又次郎父子が裁判所から呼出。8月7日に古屋又次郎が裁判所から呼出。

⇒始末書提出後も入念な取調べを受けていた。

○高田礎門の場合 【史料三の一】、【史料三の二】

- ・【史料三の一】より【史料三の二】の方が詳細な内容になっている。
- ・【史料三の一】にあった「専ラ村方窮民取救等之儀を世話仕」の文言が、【史料三の二】では「折々老人共立退所迄罷越之外、他所等も不仕、諸事ニ関係不仕罷在候」に変わっている。
⇒【史料三の一】の「村方窮民取救之儀」とは、【史料三の二】によれば時々老人たちの避難先を巡回していたということか。
⇒【史料二の二】でも「貧民取救之儀を世話方仕申候」という文言があるが、【史料三の一】と同様「不用」になっている。【史料二の二】の「貧民取救之儀」は【史料二の一】で詳細に記載されており、漠然とした表現では審査に通らなかった可能性が考えられる。

○村上義雄の場合 【史料四の一】、【史料四の二】

- ・2月19日に第一大区七小区（現在の浄行寺～子飼～立田口辺り）に住んでいる士族・西田廣規の家まで老母の見舞いに行っていた。
- ・【史料四の二】では鎮撫惣長・水上素平から集会の連絡が来たこと、竹迫郷鹿水村に向かう吉住萬房と共に正観寺村まで向かおうとしていたことなどが書かれており、【史料四の一】の「始終潜居罷在候」とは真逆の印象を与える。
⇒鎮撫隊は治安維持のために薩軍が組織した部隊であり、当初の【史料四の一】は薩軍から連絡が来ていたことを秘匿しようとしたものか。
- ・村上義雄の母親が第一大区七小区から菊池郡正観寺村に移動しているのは戦禍を避けての疎開ⁱⁱ。

○中村善五郎の場合 【史料五の一】、【史料五の二】、【史料五の三】

- ・【史料五の一】によれば中村善五郎は水夫として軍艦に従事しており、始末書の提出時期には不在で父の善四郎が代わりに始末書を提出している。ただし、本文と父善四郎の証明文で筆跡が違う。
- ・その後、8月14日に二本木警視分署から中村善五郎・北島米太・吉住延房・田上貞齊に対し、調べ済みの印鑑を受け取りに来るよう戸長を通じて指示がある。
- ・8月16日に戸長から二本木警視分署に返答。吉住延房は奉職中で代理人が出席、田上貞齊は同区に居住してないとのこと。

⇒北島米太と中村善五郎について言及無し。善五郎は既に地元に帰って取調べまで受けた可能性。

○田中平蔵の場合 【史料六の一】、【史料六の二】

- ・田中平蔵にのみ、始末書のほかに「御尋問ニ付上申書」（以下「上申書」）という史料が存在する。
 - ・上申書の内容によれば、6月12日に呼出を受けて鎮撫隊に加わっていない旨を尋問されたが、始末書で述べた通り鎮撫隊には一切無関係である旨を申し上げたとのこと。
 - ・「頭書」6月10日に「一、同（警視出張分署）田中平蔵調済印章持参二本木分署へ出頭之達」という記載がある。上申書の内容とあわせて鑑みると、警視出張分署から戸長役場に6月10日に連絡があり、田中平蔵本人には6月12日に通達されたものか。
 - ・上申書の奥書が「石州戸長 吉田末吉」となっていることから、田中平蔵は呼出を受けた時点で石見国（現在の島根県）まで外出していた？
- ⇒「頭書」5月20日に「番外甲第四十三号 一、土族始末書取調中旅行不相成旨」（【史料六一参照】）とあるので、田中平蔵は旅行禁止令が出る前に石見へ出発していたか。

05.まとめ：西南戦争の実態

- ・船津村に居住していた土族の多くは、2月26日の官軍（海軍）の大砲砲発を契機として自宅から山影や高台に逃亡。
- ・薩軍滞在中に財津儀角や水上素平が協力を呼びかけてきたことに対して関与を否定、鎮撫隊とは無関係な旨を上申するなど、始末書の趣旨は薩軍に加担していないことを表明するもの。
- ・始末書を提出させて土族たちの基本的な動向を把握 ⇒ 6月中に取り調べ ⇒ 取り調べ終了後、警視分署から調べ済みの印鑑を発行 が調査の一連の流れか。
- ・一部の土族は始末書の提出、取り調べの後もたびたび警視分署や裁判所に呼び出されている（「頭書」より）。始末書の内容を基本として、入念な尋問が行われていた？

06.おわりに

本講座では熊本市に残る公文書を素材にして西南戦争当時の土族たちの様子の一部を概観した。始末書のなかには同一人物のものでも内容が変化していたり、筆跡が異なったりするものが混ざっていることが分かった。このことは、始末書が作られた経緯や作成過程、具体的な内容をどのように解釈すべきかを考えることにつながり、当時の書類作成手法や他地域の始末書の再評価のためにも重要な意義を持つ。

あわせて、上記の事実が「不用」と書かれた文書も保存されてきたことで明らかになったことを鑑みると、当時の戸長たちの意図を考えることにもつながる。今後、周辺史料と比較することによって、当時の人々の考えや思いが浮き彫りになってくると思われる。

年表1 西南戦争時の河内（参考『河内町史』）

日付	出来事
2月21日	軍艦清輝が熊本沖に到着。偵察のため端舟に兵を乗せて盗人島（松尾）に上陸したのち百貫へ向かう。午後7時頃、薩軍の交戦。
2月25日	軍艦鳳翔・春日・龍驤が河内沖に到着。
2月26日	河内を攻撃。春日が端舟2隻で白濱に接近するも、薩軍が発砲し1隻が覆没しそうになったため引き揚げ。夕方、河内塩屋に春日・鳳翔が艦砲を射撃。龍驤の水兵が端舟に乗り塩屋を火箭攻撃。夜に光運丸を使って河内に火箭攻撃。小川内の民家20軒内外が焼失。
3月6日	近津の神田慶吉が三等水兵野村英之助を数日匿い、川上助三郎・下津一郎次とともに近津村北の岬から漁船を出して孟春艦へ送還。帰ってくるところを薩軍に見咎められ、18日に神田は斬殺、川上・下津は本営で使役される。
3月10日	戦艦孟春が日向沖の警備から回ってくる。塩屋を火箭攻撃。
3月11日	戦艦日進が来る。夜、塩屋に向け砲撃。
3月12日	午前、塩屋を砲撃。午後、孟春が塩屋を火箭攻撃。日進から22名が河内波止場の上陸、四斤半砲を発射し薩軍を追い散らす。夜、端舟2隻で火箭攻撃。
3月16日	朝、白浜村に陸軍が来襲し薩軍の松下助四郎隊と交戦。孟春の弾丸が民家にあたり発火、日進の榴弾も命中。夜も艦砲攻撃。
3月17日	孟春のみ塩屋を砲撃、火箭攻撃。
3月18日	日進・清輝が河内を端舟3隻で攻撃。日宝丸が塩屋を砲撃。
3月19日	清輝が白浜を砲撃、日進が塩屋波止場へ端舟を出したが薩軍の応戦はなし。
3月20日	時々発砲。田原坂陥落。
3月23日	清輝が河内沖で発砲。
4月4日	戦艦筑波が最大級二十四斤の火箭で塩屋を攻撃。
4月5日	河内方面を砲撃。上陸を計画するも失敗（翌日、宇土郡網田から上陸）。

ⁱ 川尻の上田休が組織した鎮撫隊は薩軍とは別の組織。（『西南記伝 下巻一』に「池邊、西郷隆盛の命を受け、一面には區戸長と圖り、貧民を救助し、徴役を均一にするの方法を施し、一面には『鎮撫隊』なるものを設け、一村毎に屯營を置き、印證を付與し、以て非常を戒め、人民保護の道を講じ、頗る其治績を奏したりき。（中略）又上田休八、川尻地方に在り、別に鎮撫隊を組織し、以て同地方鎮撫の任に當りたりき。」とある）

ⁱⁱ 宮崎滔天の「熊本協同隊（七）」（『熊本評論』、1908年）にも菊池に疎開してきた民衆の様子が描かれている。